

富士市立中央病院新病院建設事業
公募型プロポーザル
実施要領

令和8(2026)年4月

富士市立中央病院

—目次—

第1 実施要領等の位置付け	3
第2 事業の概要	4
1 事業名	4
2 建設地の概要	4
3 整備予定の機能及び規模	4
4 事業方式	5
5 本事業の契約期間	5
6 各業務等の履行期間	5
7 目標価格（消費税及び地方消費税を除く）	6
8 関係法令等の遵守	6
9 支払い条件	6
10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	6
第3 応募者の募集等に関する事項	7
1 応募者の選定の方法	7
2 本事業の設計及び施工等に関する要求水準等	7
第4 参加要件	7
1 用語の定義	7
2 応募者の構成	8
3 プロポーザルの参加要件	9
4 応募者を構成する法人の変更	15
5 参加要件確認基準日	15
6 価格設定基準日	15
7 参加要件の喪失	15
第5 優先交渉権者選定のスケジュール等	16
1 優先交渉権者選定のスケジュール	16
2 実施要領等の交付	16
3 実施要領等に関する質問の受付等について	17
4 現地見学	17
5 参加要件の確認等（一次審査）	18
6 個別対話の実施	18
7 技術提案書及び提案見積書、その他関連書類の受付	20
8 プロポーザル参加の辞退	22
第6 応募に際しての留意事項	22
1 費用負担	22
2 本事業の応募に際して不正行為等が発覚した場合の措置	22
3 提出書類の取扱い・著作権	22
第7 提案審査（二次審査）	23
1 審査及び選定に関する基本的な考え方	23
2 プレゼンテーション及びヒアリング	23
第8 優先交渉権者及び次点者の決定結果	23
1 公表の方法	23
2 技術提案等が採用されなかった者に対する理由の説明	23
第9 本事業における契約の基本的な考え方	23
1 事業契約に関する基本的な考え方	23
2 契約保証金	24
第10 その他本事業の実施に関する事項	24

1 応募者を構成する法人の名称の公表	24
2 審査委員会の設置	25
3 発注者からの提示資料の取扱い	25
4 本事業の事務局及び問合せ先	25
5 その他留意事項	25

第1 実施要領等の位置付け

本実施要領は、富士市病院事業（以下、「発注者」という。）が実施する富士市立中央病院新病院建設事業（以下「本事業」という。）への公募型プロポーザルに参加する事業者（以下「応募者」という。）を募集し、優先交渉権者及び次点者を選定するために交付するものである。

なお、本実施要領は、プロポーザルに参加しようとする者が熟知し遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

実施要領等は、以下により構成される。

1 実施要領

2 実施要領別添資料

(1) 別添資料1 要求水準書

要求水準書 別表

・付属資料Ⅰ 基本計画書

・付属資料Ⅱ 諸室諸元表・凡例

・付属資料Ⅲ 参考メーカーリスト

・付属資料Ⅳ 富士市立中央病院新病院建設工事・現病院解体工事・現病院解体跡地外構工事
工事監理業務委託仕様書

(2) 別添資料2 優先交渉権者選定基準

(3) 別添資料3 様式集

(4) 別添資料4 事業契約書(案)等

(5) 別添資料5 発注区分表・工事区分表

(6) 別添資料6 既存図面

(7) 別添資料7 参考資料

・参考資料1 アスベスト調査報告書

・参考資料2 敷地測量図 (CAD データ含む)

・参考資料3 近隣家屋調査書 (富士市立中央病院医師住宅及び旧看護師寮解体工事)

・参考資料4 電波障害調査報告書

・参考資料5 敷地周囲インフラ確認図

・参考資料6 想定盛土範囲図・想定浸水範囲図

・参考資料7 長期修繕計画書 書式例

第2 事業の概要

1 事業名

富士市立中央病院新病院建設事業

2 建設地の概要

(1) 建設計画地

静岡県富士市高島町 50 番地 他 18 筆 (36, 37, 38, 39, 40, 41, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 51, 52, 53, 54, 204 番地)

(2) 敷地面積

約 34,800 m² (新病院の建設工事敷地部分の敷地面積は約 11,000 m²)

※上記は参考値であり、設計の結果によって変更となる可能性がある。

(3) 地域地区等

地域地区	市街化区域
用途地域	第一種住居地域 (近隣商業地域に変更予定)
防火地域	なし (法 22 条区域)
地区計画	なし (用途地域の変更に伴い指定予定)
指定建ぺい率	60% (近隣商業地域に変更後も変更無し)
指定容積率	200% (近隣商業地域に変更後も変更無し)

3 整備予定の機能及び規模

(1) 施設整備の基本方針・重点施策

現病院の建物は築 40 年を超え、施設の狭隘化や、病院建物としての機能の陳腐化、院内の人・モノの動線の交雑による使い難さが顕著になっている。

富士医療圏の中核病院として、それら現病院の不具合を解消し、医療需要に十分に答えられる病院機能を強化・維持するため、以下の基本方針に基づき、病院の建て替え整備を行う。

- ① 医療需要に応えられる救急部門の拡充整備
 - ・ 救急外来の初療室の拡充
 - ・ 救急外来と放射線・内視鏡検査室との近接、緊急用エレベーターを介した I C U ・ H C U ・ 手術室への動線の効率化
 - ・ 救急車の駐車スペースの拡充、受け入れの円滑化
- ② 大規模災害時においても病院機能を維持できる施設の整備
 - ・ 大規模災害時における受入患者のトリアージスペースの検討
 - ・ 豪雨による浸水対策
 - ・ 免震構造の採用
 - ・ 小・中規模噴火における降灰・噴石対策、清掃性の向上
 - ・ 災害時の診療機能維持
- ③ 医療環境や医療技術、地域の人口動態の変化に対応できる施設整備
 - ・ 将来の人口減少に応じることのできる病棟 (病室) 構造の検討
 - ・ 分かりやすい動線や部門・諸室配置、ユニバーサルデザインやバリアフリー計画
 - ・ 新たな診療科の増設や外来診察室の増室、医療機能の高度化、医療機器装置の大型化等のほか、将来のレイアウト変更の自由度が高い施設整備
 - ・ 働き方改革に伴う多様な職種に対応した諸室・スペース・設備の整備
- ④ 感染症対策施設の整備
 - ・ 感染外来の機能拡充
 - ・ 第二種感染症指定医療機関としての感染症病床整備
 - ・ 病棟以外の各部門の感染対策が可能な諸室整備
 - ・ 感染拡大時を考慮したゾーン設定と動線計画
 - ・ 血液内科の治療に対応した無菌室 (クリーンルーム) の整備

- ⑤ 省エネルギー化や自然環境に配慮したエコロジカルな施設整備
 - ・ 環境負荷への配慮と共にランニングコスト低減を考慮した省エネ技術活用
 - ・ 自然採光や自然換気、井戸水の利用等自然エネルギーの有効活用
 - ・ 自然との調和や美観を意識した緑豊かな療養環境の整備

(2) 建築概要

施設名称	工事種別	適用
[富士市立中央病院新病院]	新築	現病院の建て替え新棟。附帯する敷地内通路及び新病院新築工事範囲内の外構を含む。 新病院の新築工事区域の既存第一駐車場解体工事。 計画によっては現病院の一部を先行解体し、これに伴う機能維持のための改修工事及び外構の改修工事が発生する。
[地域医療連携センター棟] [車庫棟]	(仮) 改修* 1	既存建物。新病院開院後も継続利用。工事区域内。地域医療連携センター棟については、給排水設備を撤去の上、継続利用。提案により移築の検討も可。(移築の場合は別途工事)
[ポンプ室棟]	(仮) 一部解体* 1	地下の水槽部分を防火水槽として再利用できる場合は、地上部分のみを解体。
[現病院本館・別館・付属棟]	工事対象外	最終的に現病院は全て解体し、その跡地は駐車場等として外構工事を行う(別途工事)* 2 設計業務及び、工事監理業務のみ業務対象
[第二駐車場プレハブ棟]	改修不要	改修不要だが、2階が空くことになるので、利活用の検討を行う。
[他の付属施設]* 5	工事対象外	第二駐車場・第三駐車場・水防団小屋・保育所・本市場倉庫・職員休憩室等* 3・看護師寮しらゆり* 4・医師住宅* 4

* 1 : 表中の(仮)は、応募者の提案に依る。

* 2 : 設計業務、工事監理業務は本事業の対象業務とする。発注区分表を参照のこと。

* 3 : 職員休憩室はリース建築物であるため、発注者側撤去予定。

* 4 : 令和8年10月末に解体工事完了予定。完了後は荒造成の上、防草シート敷。

* 5 : 関連施設を含む。

4 事業方式

本事業の事業方式は、基本設計デザインビルド(DB)方式(事業者が新設等を行う施設の設計(基本設計及び実施設計をいう。)工事監理等、施工の業務を一括して行う方式をいう。)とする。

5 本事業の契約期間

本事業の契約期間は、優先交渉権者決定後最初の契約(事業契約又は、設計業務委託契約)締結日の翌日から本事業における業務の完了日までとする。

ただし、受注者の技術提案書に基づく発注者と受注者との協議の結果、発注者が認めた場合には、当該期間を変更することができる。

6 各業務等の履行期間

上記5の本事業の契約期間内の各業務等の履行期間は、技術提案書における履行期間の提案に基づき発注者と受注者との協議にて、発注者が認めた期間とする。

なお、応募者は上記5の期間内の各業務にかかる履行期間を示した業務スケジュール表を、契約時までに策定すること。

7 目標価格（消費税及び地方消費税を除く）

39,690,000,000円

上記の目標価格は、現在の市況に応じて設定した本プロポーザルにおける評価基準となる価格であり、本事業の工事の他、設計業務及び工事監理業務に掛かる費用も含む。

8 関係法令等の遵守

応募者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守するものとする。

9 支払い条件

本事業代金額のうち、設計業務委託料は、富士市建設関連業務委託契約約款第32条、第37条の規定により支払う。新病院建設工事の基本設計業務完了時、実施設計業務完了時及び、現病院解体工事設計業務完了時に、各業務の富士市建設関連業務委託契約約款第31条第2項に定める検査の合格後に各業務委託料を支払う。

新病院建設工事監理業務委託料は、富士市建設工事監理業務委託契約約款第28条の規定により、富士市建設工事監理業務契約約款第27条第2項に定める検査の合格後に支払う。

現病院解体工事監理業務委託料及び、現病院解体跡地外構工事監理業務委託料は、富士市建設工事監理業務委託契約約款第28条の規定により支払う。現病院解体跡地外構工事監理業務委託契約及び現病院解体跡地外構工事監理業務委託契約は、本事業契約あるいはこれと同等と認められる契約（設計業務委託契約、工事監理業務委託契約及び、建設工事請負契約）締結後に契約し、現病院解体工事監理業務委託料及び現病院解体跡地外構工事監理業務完了時に、各業務の富士市建設工事監理業務契約約款第27条第2項に定める検査の合格後に各業務委託料を支払う。

ただし、現病院解体工事監理業務委託料の富士市建設工事監理業務契約約款第29条第3項に基づく部分払金額は、当該業務の契約前に発注者と受注者が協議して決めるものとする。

また、工事請負代金の前払金は、富士市建設工事請負契約約款第34条の規定により支払う。ただし、同条の規定にかかわらず、支払いは年度ごとの支払とし、各年度の工事予定出来高金額の10分の4以内の額を支払う。

工事請負金額の部分払として、富士市建設工事請負契約約款第37条の規定により支払う。ただし、同条の規定にかかわらず、支払いは年度ごとの支払とし、最終年度以外の年度にあつては、当該年度の工事予定出来高金額の10分の9の額を上限とする当該年度の工事出来高金額の10分の9以内の額から当該年度の前払金を差し引いた金額を、富士市建設工事請負契約約款第37条第3項に定める検査の合格後に支払う。

建設工事の最終年度にあつては、工事請負代金額の支払い残額を富士市建設工事請負契約約款第32条の規定により、富士市建設工事請負契約約款第31条第2項に定める検査の合格後に支払う。

なお、各年度の工事予定出来高金額は、受注者が提出した技術提案の内容に基づき、事業契約もしくは建設工事請負契約の前に発注者と受注者が協議して決めるものとする。

各年度の前払金の額及び部分払金額は、発注者と受注者が協議して決定した工事予定出来高金額を基に、事業契約もしくは建設工事請負契約の前に発注者と受注者が協議して決めるものとする。

10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

本事業は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

第3 応募者の募集等に関する事項

1 応募者の選定の方法

応募者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとする。本事業の選定手続は、次のとおり、(1) 参加要件の確認等（一次審査）、(2) 提案審査（二次審査）の2段階により実施する。

(1) 参加要件の確認等（一次審査）

参加要件の確認として、第4. 2に規定する応募者が、第4. 3に規定する参加要件を満たしているかどうかを確認する。

(2) 提案審査（二次審査）

(1) により参加要件を有すると確認された応募者から提出された金額及び提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者及び次点者を決定する。なお、提案審査は、書面によるほか、プレゼンテーションを通じて行う。

2 本事業の設計及び施工等に関する要求水準等

- (1) 本事業を実施する上で、応募者が実施すべき業務及び工事内容は、「実施要領別添資料1 要求水準書」として提示する。
- (2) 要求水準は、原則として発注者が要求する機能と性能の水準を規定するものであり、施設の具体的仕様及びそれらを構成する個々の工法や機器などについては、応募者が要求水準を満たすように提案するものである。
- (3) 要求水準書の「第3章 要求水準（添付資料・参考資料を含む）」などにより具体的な仕様などを規定しているものは、見積条件の基準をそろえるために示したものであり、その決定については、同等以上の性能を有することを条件に、設計期間中に発注者との協議によって確定する。
- (4) (3) に示す他、技術提案書として提案された内容も、設計業務の過程において、発注者との協議により具体的仕様その他を決定する。
- (5) 「付属資料I 基本計画書」は、本事業の方針や要求水準書等の内容を伝達するものであり、それらを満足する計画の一例である。したがって、受注者は基本計画書の方針に沿って、要求水準書等を満足するように本事業に取り組むこと。

第4 参加要件

1 用語の定義

応募者の構成等にあたり、主な用語及び定義は次のとおりとする。

(1) 企業グループ及び企業に関する用語の定義

- ① 企業グループとは、本事業の業務範囲等をすべて完了又は完成させるために複数の企業で結成した事業組織体をいう。ただし、特定建設工事共同企業体のみの参加は除く。
- ② 企業グループの幹事企業を企業グループ代表企業という。
- ③ 企業グループのうち、②以外を企業グループ代表企業以外の構成企業という。
- ④ 設計企業とは、主たる業務として、設計業務及び工事監理業務を営む企業のことをいう。
- ⑤ 建設企業とは、主たる業務として、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める工事業を営む企業（設計業務又は工事監理業務を営んでいる場合も含む。）のことをいう。
- ⑥ 設計共同企業体（設計JV）とは、設計業務を営む複数の企業で構成された組織体をいう。
- ⑦ 工事監理共同企業体（工事監理JV）とは、工事監理業務を営む複数の企業で構成された組織体をいう。
- ⑧ 特定建設工事共同企業体（特定建設JV）とは、建設工事を実施するために複数の建設企業で構成された組織体をいう。

(2) 業務等の担当企業に関する用語の定義

- ① 設計業務
設計担当企業とは次の企業をいう。
 - a 設計企業（単体）
 - b 設計業務を営む建設企業（単体）
- ② 工事監理業務
工事監理担当企業とは次の企業をいう。
 - a 設計企業（単体）
 - b 工事監理業務を営む建設企業（単体）
- ③ 建設工事
建設工事担当企業とは次の企業をいう。
 - a 建設企業（単体）

(3) 企業グループに関する用語の定義

企業グループに係る用語及び定義は次のとおりとする。

- ① 設計業務の管理技術者を配置する企業を設計共同企業体（設計 J V）代表者という。
- ② 設計共同企業体（設計 J V）のうち、①以外の企業を設計共同企業体（設計 J V）構成員という。
- ③ 工事監理業務の管理技術者を配置する企業を工事監理共同企業体（工事監理 J V）代表者という。
- ④ 工事監理共同企業体（工事監理 J V）のうち、③以外の企業を工事監理共同企業体（工事監理 J V）構成員という。
- ⑤ 本体工事の現場代理人を配置する企業を特定建設工事共同企業体（特定建設 J V）代表者という。
- ⑥ 特定建設工事共同企業体（特定建設 J V）のうち、⑤以外の企業を特定建設工事共同企業体（特定建設 J V）構成員という。

2 応募者の構成

(1) 応募者の構成は、以下に示す4つの形態のいずれかとする。

- ① 単独企業
 - ② 特定建設工事共同企業体（特定建設 J V）
 - ③ 建設工事担当企業又は特定建設 J V と、設計担当企業又は設計共同企業体（設計 J V）の組み合わせによる企業グループ
 - ④ 建設工事担当企業又は特定建設 J V と、設計担当企業又は設計共同企業体（設計 J V）及び、工事監理担当企業又は工事監理共同企業体（J V）の組み合わせによる企業グループ
- なお、以下のことに留意して企業グループ及び特定建設 J V を構成すること。
- ア 企業グループ及び特定建設 J V の途中変更は認めない。
 - イ ②の場合は、特定建設 J V の代表者が参加手続を代表して行うこと。
 - ウ ③及び④の場合は、企業グループ代表企業が参加手続を代表して行うこと。
 - エ 特定建設 J V、設計 J V 又は、工事監理 J V の代表者又は構成員若しくは、企業グループの構成企業として本事業に応募した者は、本事業において他の応募者の特定建設 J V、設計 J V 及び、工事監理 J V の代表者及び構成員並びに、企業グループの代表企業及び構成企業になることはできない。
 - オ 特定建設 J V、設計 J V、工事監理 J V 及び、企業グループを結成する場合は、自主結成とし参加要件の確認までに発注者の承認を受けること。

(2) 応募者が(1)③、④の企業グループの場合は、原則以下のとおりとすること。

ア 建設企業（単体）又は特定建設 J V の代表者は、企業グループ代表企業であること。

(3) 応募者が(1)②の特定建設JV及び、③及び④の企業グループの場合は、原則以下のとおりとすること。

ア 特定建設 J V の出資比率の最小限度基準について、特定建設 J V の代表者以外の構成員の出資比率を5パーセント以上とすること。

(4) (1)②～④の特定建設JVは、富士市建設工事共同企業体取扱要領の第1章及び第2章によって

規定された共同企業体をいう。

- (5) (3)及び(4)の規定については、その一部について変更を求める場合には、技術提案書の提出前に、質疑書を提出すること。

3 プロポーザルの参加要件

(1) 共通要件

応募者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法に基づく更生手続開始、民事再生法に基づく再生手続開始又は破産法に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- ③ 参加表明書の提出期限時点からプレゼンテーションの日までの間を継続して、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 当該業務に係る業種において、参加要件の確認等（一次審査）書類の提出期限の日において令和 8・9 年度富士市競争入札参加資格審査登録者であること。そのために、令和 8 年 4 月 20 日までに登録申請手続きを済ませておくこと。
- ⑤ 応募者の構成員（構成企業も含む）のいずれかが、他の応募者の構成員（構成企業も含む）でないこと。
- ⑥ 応募者の構成員（構成企業も含む）のいずれかが、他の応募者の構成員（構成企業も含む）との間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更正会社をいう。以下同じ。）又は再生手続が存続中の会社（民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。））である場合は除く。

（ア）親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人）を現に兼ねている場合

ウ その他の関係

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ⑦ 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

- エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有しているとは認められる者
- ⑧ 第 10. 2 に規定する審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。
- ⑨ 富士市新病院建設発注支援業務等を委託している次に掲げる法人との間に上記⑥アの資本関係、イの人的関係、及びウのその他の関係を有する者でないこと。
所在地 大阪市中央区高麗橋 3-3-11 淀屋橋フレックスタワー
会社名 株式会社プラスPM
氏名 代表取締役 木村 譲二

(2) 本事業の設計業務を実施する者

設計業務を実施する者は、①及び②の全ての要件を満たすこと。

- ① 会社の要件
 - ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
 - イ 設計担当企業又は設計共同企業体代表者は、以下の業務を受注した実績を有すること。参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に設計業務（基本設計及び実施設計）が完了した、300 床以上かつ延べ床面積 20,000 m²以上の病院の新築又は改築工事の基本設計から実施設計まで一貫した設計業務の実績を有すること。
※ 元請（設計共同企業体案件の場合は、当該設計共同企業体の代表者であることをいう。以下同じ。）として受注した実績であること。
- ② 配置予定技術者の要件

新病院新築工事の設計業務の技術者には次のアからオの要件を満たす各分野の技術者を各 1 名配置すること。

配置予定技術者は、実績案件の設計業務履行期間の過半にわたって配置されていた者で、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が 3 か月以上経過している者に限る。

 - ア 管理技術者（本設計業務全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）
 - a 設計業務の管理技術者を設計担当企業又は設計共同企業体代表者から選出すること。
 - b 参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に設計業務（基本設計及び実施設計）が完了した、100 床以上かつ延べ床面積 10,000 m²以上の病院の新築又は改築工事の基本設計から実施設計まで一貫した業務に管理技術者として従事した実績かつ、300 床以上の病院の新築又は改築工事の設計業務（基本設計又は実施設計）に管理技術者として従事した実績を有し、一級建築士の資格を有すること。また、統括責任者の兼務を可とする。
 - c 工事監理業務を実施する者のうち、工事監理業務の管理技術者との兼務は、不可とする。
 - イ 建築主任技術者

参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に設計業務（基本設計及び実施設計）が完了した、100 床以上かつ延べ床面積 10,000 m²以上の病院の新築又は改築工事の基本設計から実施設計まで一貫した基本設計及び実施設計業務の実績又は、300 床以上の病院の新築又は改築工事の基本設計又は実施設計業務の実績を有し、一級建築士の資格を有すること。また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の設計業務における建築主任技術者と兼務を可とする。
 - ウ 構造主任技術者

参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に設計業務（基本設計又は実施設計）が完了した、延べ床面積 10,000 m²以上かつ 5 階建て以上で免震構造の新築又は改築工事の基本設計業務又は実施設計業務の実績を有し、構造設計一級建築士又は一級建築士

の資格を有すること。また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の設計業務における構造主任技術者と兼務を可とする。

エ 電気設備主任技術者

参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に設計業務（基本設計又は実施設計）が完了した、100 床以上かつ延べ床面積 10,000 m²以上の病院の新築又は改築工事の基本設計業務又は実施設計業務の実績を有し、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の設計業務における電気設備主任技術者と兼務を可とする。

オ 機械設備主任技術者

参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に設計業務（基本設計又は実施設計）が完了した、100 床以上かつ延べ床面積 10,000 m²以上の病院の新築又は改築工事の基本設計業務又は実施設計業務の実績を有し、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の設計業務における機械設備主任技術者と兼務を可とする。

カ 新病院新築工事の工事監理業務の各主任技術者と同一の役割の主任技術者での兼務は可とする。建設工事を実施する技術者の兼務は不可とするが、電気設備主任技術者および機械設備主任技術者は兼務可能とする。

(3) 本事業の工事監理業務を実施する者

工事監理業務を実施する者は、①及び②の全ての要件を満たすこと。

① 会社の要件

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 工事監理担当企業又は工事監理共同企業体代表者は、以下の業務を受注した実績を有すること。参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に工事が完成した、300 床以上かつ延べ床面積 20,000 m²以上の病院の新築又は改築工事の工事監理の実績を有すること。

※ 元請（工事監理共同企業体案件の場合は、当該工事監理共同企業体の代表者であることをいう。以下同じ。）として受注した実績であること。

② 配置予定技術者の要件

新病院新築工事の工事監理業務の技術者には次のアからカの要件を満たす各分野の技術者を各 1 名配置すること。

配置予定技術者は、工事監理業務を実施する者（企業）と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が 3 か月以上経過しているもの者に限る。また、建設工事を実施する配置技術者の所属部署との独立性が確認できる所属部署の者とする。

ア 管理技術者（全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）には、一級建築士の資格を有する者を配置し、設計担当企業、工事監理担当企業、設計共同企業体代表者又は、工事監理共同企業体代表者から選出すること。

イ 建築主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。

また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の工事監理業務における建築主任技術者と兼務を可とする。

ウ 構造主任技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の工事監理業務における構造主任技術者と兼務を可とする。

エ 電気設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の設計業務における電気設備主任技術者と兼務を可とする。

- オ 機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の設計業務における機械設備主任技術者と兼務を可とする。
- カ 新病院新築工事の設計業務の各主任技術者と同一の役割の主任技術者での兼務は可とする。ただし、建設工事を実施する技術者との兼務は不可とする。

(4) 本事業の建設工事を実施する者

建設工事を実施する者は、①及び②の全ての要件を満たすこと。

① 会社の要件

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項及び別表第一第一の規定による建築工事業（特定建設 J V の代表者以外の構成員の場合は、担当する建設工事の業種）につき、許可を有しての営業年数が 5 年以上でありかつ、建設業法第 15 条に定める特定建設業の許可を有すること。
- イ 建設工事担当企業又は特定建設 J V 代表者は、次の工事を受注した実績を有すること。参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に建設工事が完成した、300 床以上かつ延べ床面積 20,000 m²以上で免震構造の病院の新築又は改築工事の実績を有すること。
※ 元請（特定建設 J V 案件の場合は、当該特定建設 J V の代表者であることをいう。以下同じ。）として受注した実績であること。
- ウ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評定値（P）が 820 点以上であること。

② 配置予定技術者の要件

建設工事を実施する技術者には、次のア及びイの要件を満たす各分野の技術者を各 1 名配置こと。

本体工事を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が 3 か月以上経過しているものに限る。ただし、実績に関しては全工事期間の過半に従事した工事实績しか認めない。

ア 現場代理人

参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に建設工事が完成した次の（A）から（C）のいずれかの実績を有し、当該工事において現場代理人、監理技術者又は工事担当者として従事した経験を有すること。

（A）地上 5 階建て以上かつ延べ床面積 20,000 m²以上の建物の新築又は改築工事（一般建築物）

（B）200 床以上かつ延べ床面積 15,000 m²以上の病院の新築又は改築工事

（C）免震構造の建物の新築又は改築工事

また、1 級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。なお、統括責任者の兼務を可とする。建設工事担当企業又は特定建設工事共同企業体代表者から配置されることとし、本体工事期間のみ専任とする。

イ 監理技術者

参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に建設工事が完成した次の（A）から（C）の実績を有し、当該工事において現場代理人、監理技術者又は工事担当者として従事した経験を有すること。

（A）地上 5 階建て以上かつ延べ床面積 20,000 m²以上の建物の新築又は改築工事（一般建築物）

（B）200 床以上かつ延べ床面積 15,000 m²以上の病院の新築又は改築工事

（C）免震構造の建物の新築又は改築工事

また、1 級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。なお、統括責任者、本体工事の設計業務の管理技術者、本体工事の現場代理人の兼務を可とする。建設工事担当企業又は特定建設工事共同企業体代表者から配置されることとし、本体工事期間のみ専任とする。

- ウ 上記（A）から（C）の実績については、現場代理人又は監理技術者のいずれかが満たしていれば足りるものとする。ただし、現場代理人及び監理技術者の双方が、それぞれ（A）から（C）のうち少なくとも1つ以上の実績を有すること。
- エ 次に掲げる届出を履行していること。
 - 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出。
 - 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出。
 - 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を満たしていること。
- オ 建設工事を実施する全ての技術者は、本事業の工事監理業務を実施する配置技術者との兼務を不可とする。

（5）統括責任者の配置

本事業の契約の相手方となった者は、以下の条件を満たす統括責任者を1名配置するものとする。ただし、建設工事又は設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。

- ① 統括責任者は、参加要件確認基準日において平成23年度以降に実施設計業務を含む設計業務（基本設計及び実施設計）が完了した、100床以上かつ延べ床面積10,000㎡以上の病院の新築又は改築工事の基本設計から実施設計まで一貫した設計業務に設計業務の管理技術者として従事した実績かつ、300床以上の病院の新築又は改築工事の基本設計業務又は実施設計業務に設計業務の管理技術者として従事した実績又は、平成23年度以降に建設工事が完成した、地上5階建て以上かつ延べ床面積20,000㎡以上の建物の新築又は改築工事に現場代理人、監理技術者又は、工事担当者として従事した実績又は、200床以上かつ延べ床面積15,000㎡以上の病院の新築又は改築工事に現場代理人、監理技術者又は、工事担当者として従事した実績を有し、設計業務の実績を有するものにあつては一級建築士の資格を有し、工事实績を有する者にあつては一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。ただし、全設計期間の過半にわたって従事した業務又は全工事期間の過半にわたって従事した業務の実績しか認めない。また、設計業務における管理技術者、本体工事の現場代理人、本体工事の監理技術者との兼務を可とする。なお、設計期間と工事期間で統括責任者の交代を可とするが、事業全体（設計及び建設工事）を総合的に把握し、円滑に業務を遂行すること。
- ② 優先交渉権者は、優先交渉権者の決定通知受領後直ちに統括責任者を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに発注者に通知しなければならない。また、統括責任者を変更したときも同様とする。
- ③ 統括責任者は、本事業に係る契約の履行に関し、事業の管理及び統括を行う。優先交渉権者は、次の各号に掲げる権限を除き、本事業に係る契約に基づく優先交渉権者の一切の権限を、統括責任者に委任することができる。
 - ア 契約金額の変更
 - イ 履行期間の変更
 - ウ 契約代金額の請求及び受理
 - エ 第12条第1項の請求の受理
 - オ 第12条第2項の決定及び通知
 - カ 本事業に係る契約の解除
- ④ 優先交渉権者は、本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認及び解除を、統括責任者を經由して行い、発注者は、本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾等を、統括責任者を經由して行う。
- ⑤ 優先交渉権者は、③の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- ⑥ 優先交渉権者は、統括責任者に委任する権限のうち、施工業務に係る権限に限り、現場代理人に委任することができる。なお、現場代理人に委任する権限がある場合は、あらかじめ、委任する権限の内容を発注者に通知しなければならない。

- ⑦ 発注者は、統括責任者がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、優先交渉権者に対して、その理由を明示した書面により、統括責任者の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ⑧ 優先交渉権者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に発注者に通知しなければならない。

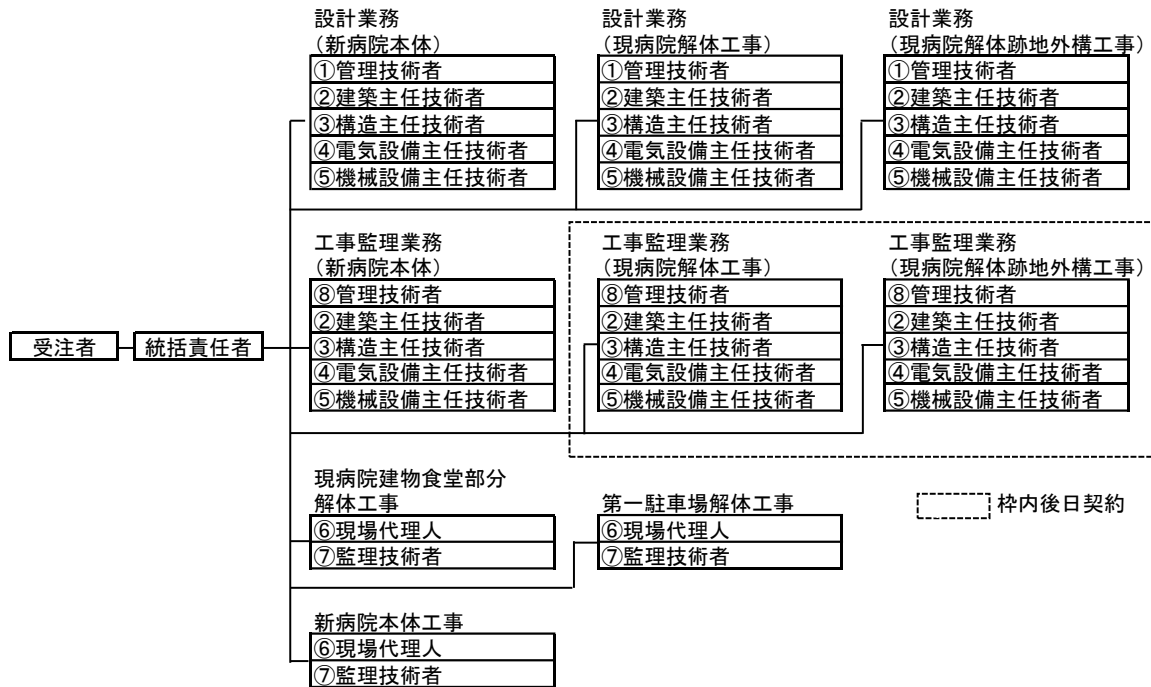
(6) 本事業のその他の配置予定技術者

現病院解体工事の設計業務並びに、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の工事監理業務を実施する者は、次の①及び②の要件を満たす各分野の技術者を各1名配置すること。

- ① 現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の設計業務の配置予定技術者の要件
現病院解体工事の設計業務の技術者には、以下のアからキ要件を満たす各分野の技術者を各1名配置すること。
 - ア 管理技術者（全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）は、一級建築士の資格を有すること。本体工事、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の工事監理業務の管理技術者との兼務は不可とする。
 - イ 建築主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
 - ウ 構造主任技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。
 - エ 電気設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
 - オ 機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
 - カ 上記アからオは設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。
 - キ アの管理技術者は現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の工事監理業務の管理技術者との兼務はできない。
- ② 現病院解体工事、現病院解体跡地外構工事の工事監理業務の配置予定技術者の要件
現病院解体工事、現病院解体跡地外構工事の工事監理業務の技術者には、次のアからク要件を満たす各分野の技術者を各1名配置すること。
 - ア 管理技術者（全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）は、一級建築士の資格を有すること。設計担当企業、工事監理担当企業、設計共同企業体代表者又は、工事監理共同企業体代表者から選出されること。統括責任者の兼務を可とする。
 - イ 建築主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
 - ウ 構造主任技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。
 - エ 電気設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
 - オ 機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
 - カ 上記アからオは工事監理業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているもの者に限る。
 - キ アの管理技術者は現病院解体工事あるいは現病院解体跡地外構工事の統括責任者との兼務を可とするが、この統括責任者が設計業務の管理技術者を兼任している場合には、不可とする。
 - ク 所属する企業が、現病院解体工事もしくは現病院解体跡地外構工事を受注した企業（複数の企業グループの場合その全ての構成企業）との雇用関係を有する者でなく、かつ、(1) 共通要件⑥アの資本関係、イの人的関係、及びウのその他の関係を有する者でないこと。
なお、設計業務の各主任技術者と同一の役割の主任技術者での兼務は可とする。

(7) 受注者の模式図

設計・工事監理・建設工事の各業務等の実施体制を下図に示す。



※同番号は兼務可能

ただし、「(3) 本事業の工事監理業務を実施する者」の①と②及び「(6) 本事業のその他の配置予定技術者」の②に該当する者については、本事業の建設工事を実施する技術者が所属する部署以外から配置され、かつ、「(3) 本事業の工事監理業務を実施する者」の②ア及び「(6) 本事業のその他の配置予定技術者」の②アに該当する管理技術者については、本事業の設計業務の管理技術者が所属する部署以外から配置されること。

※新病院本体の設計業務と工事監理業務には、現病院建物食堂部分解体工事とこれに付帯する改修工事と外構改修工事及び第一駐車場解体工事及び本体工事に付帯する外構工事の設計業務と工事監理業務も含めるものとする。

4 応募者を構成する法人の変更

参加要件確認書類を提出してから契約締結に至るまでの間、応募者を構成する法人の変更は認めない。

5 参加要件確認基準日

参加要件確認基準日は、令和8年5月11日(月)とする。

なお、参加要件確認基準日とは、参加要件の確認等(一次審査)書類の提出期限であり、参加要件等の実績はその基準日以前に求めるものとする。

6 価格設定基準日

価格設定基準日は、令和8年10月15日(木)とする。

なお、基本設計以降は事業契約又は建設工事請負契約に従い、価格設定基準日を基に工事金額の調整を実施していく。

7 参加要件の喪失

第4.3に示す参加要件について、応募者がプレゼンテーションを実施する日までの間において当該要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

また、プレゼンテーションを実施する日から事業契約（設計業務委託契約、工事監理業務委託契約、建設工事請負契約を含む。以下同じ）締結までの間において、優先交渉権者が第4.3に掲げる参加要件を満たさなくなった場合には、事業契約を締結しないことがある。また、当該次点者が第4.3に掲げる参加要件を満たさなくなった場合には、優先交渉権者との価格等の交渉不成立となっても当該次点者との事業契約に向けた価格等の交渉を行わないことがある。

第5 優先交渉権者選定のスケジュール等

1 優先交渉権者選定のスケジュール

優先交渉権者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおりである。

スケジュール	優先交渉権者選定プロセス
令和8年4月9日（木）	プロポーザル公告、実施要領等の交付開始
令和8年4月17日（金）	実施要領等に関する質問の第1回提出期限 守秘義務の遵守に関する誓約書提出期限
令和8年4月24日（金）	実施要領等に関する質問への第1回回答公表期限
令和8年4月28日（火）	実施要領等に関する質問の第2回提出期限
令和8年5月1日（金）	実施要領等に関する質問への第2回回答公表期限
令和8年5月7日（木）～ 令和8年5月29日（金）	現地見学会開催
令和8年5月11日（月）	参加表明書の提出期限 現地見学申込書の提出期限 参加要件の確認等（一次審査）書類の提出期限
令和8年5月15日（金）	第1回個別対話参加申請書の提出
令和8年5月29日（金）	第1回個別対話議題内容等申請書の提出
令和8年6月4日（木）	参加要件の確認等（一次審査）結果の通知 第1回個別対話実施要領の通知
令和8年6月8日（月）～ 令和8年6月12日（金）	第1回個別対話（予定）
令和8年6月30日（火）	第1回個別対話回答
令和8年7月3日（金）	要求水準書等に関する質問の提出期限 第2回個別対話参加申請書の提出
令和8年7月17日（金）	第2回個別対話議題内容等申請書の提出
令和8年7月23日（木）	第2回個別対話実施要領の通知
令和8年7月27日（月）～ 令和8年7月31日（金）	第2回個別対話（予定）
令和8年8月3日（月）	要求水準書等に関する質問回答公表、 プレゼンテーション実施要領通知
令和8年8月21日（金）	第2回個別対話回答
令和8年9月30日（水）	技術提案書、その他関連書類の提出期限
令和8年10月15日（木）	提案見積書提出期限
令和8年10月30日（金）	プレゼンテーション
令和8年速やかに	優先交渉権者と次点者の決定、通知

2 実施要領等の交付

実施要領等の交付は、第10.4に掲げる事務局より交付する。なお、実施要領等の交付を希望する者は、発注者のホームページに記載した方法により実施要領別添資料3「様式集」の（様式1）「守秘義務の遵守に関する誓約書」を入手し、記入の上、第10.4に掲げる事務局へ提出したものに限り交付する。

- ① 受付期間
令和8年4月9日（木）～令和8年4月17日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後5時00分まで。ただし、令和8年4月17日（金）は正午まで。
- ② 提出方法
（様式1）「守秘義務の遵守に関する誓約書」に実施要領等の交付を希望する者の代表者が記名押印のうえ、電子メールで下記提出先に写しを提出し、追って本証1部を郵送すること。件名を「富士市立中央病院_守秘義務の遵守に関する誓約書」とすること。なお、電子メール送信後に、必ず下記提出先へ確認の電話をすること。
- ③ 提出先
第10.4に掲げる事務局とする。

3 実施要領等に関する質問の受付等について

(1) 実施要領等に関する質問について

- ① 質問等の方法
質問の内容を分かりやすく簡潔にまとめ、実施要領別添資料3「様式集」の（様式2-1）「実施要領等に関する質問書」又は（様式2-2）「要求水準書等に関する質問書」に従い記入し、提出すること。なお、参加要件の確認書類を提出後は、応募者（特定建設JVの場合にはその代表者、企業グループの場合にはその代表企業）から質問を提出すること。
- ② 受付期間

受付期間	
令和8年4月10日（金）～令和8年4月17日（金）正午まで	実施要領等に関する質問（第1回）
令和8年4月17日（金）正午～令和8年4月28日（火）正午まで	実施要領等に関する質問（第2回）
令和8年4月10日（金）～令和8年7月3日（金）正午まで	要求水準書等に関する質問

- ③ 提出方法
様式2に質問事項を記載のうえ、電子メールで下記提出先に提出すること。件名を「富士市立中央病院_質問書」とすること。なお、電子メール送信後に、必ず下記提出先へ、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後5時00分までの間に、確認の電話をすること。提出媒体は電子媒体としMicrosoft Excelデータにて提出すること。
- ④ 実施要領等に関する質問等に対する回答

回答時期	
令和8年4月24日（金）	実施要領等に関する第1回回答公表期限
令和8年5月1日（金）	実施要領等に関する第2回回答公表期限
令和8年8月3日（月）	要求水準書等に関する回答期限

要求水準書等に関して提出された質問に対する回答については、質問者を特定できないようにした上で、参加要件有資格者に電子メールで回答する。なお、回答期限以前においては、必要に応じて随時回答を実施する。

4 現地見学

- ① 現地見学申込書の提出
現地見学を希望する場合は、実施要領別添資料3「様式集」（様式3-2）「現地見学申込書」を記入の上、現地見学申込書に記載している連絡先に電子メールで提出すること。ただし、現地見学への参加は参加予定者に限る。
- ② 受付期間
令和8年4月17日（金）から令和8年5月11日（月）の正午まで。

5 参加要件の確認等（一次審査）

（1）参加要件確認書類の受付等

応募者は、次の手順により、参加要件確認書類を発注者に提出し、確認を受けること。

- ① 提出書類
実施要領別添資料3「様式集」(02)「提出資料一覧」に記載された様式3-1、様式4から様式7
- ② 受付期間
令和8年4月13日（月）から令和8年5月11日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後5時00分まで。ただし、令和8年5月11日（月）は正午まで。
- ③ 提出方法
郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記②の受付期間内必着。）又は持参により行うものとし、電報及び電送による提出は認めない。
ただし、持参により提出する場合は、持参する前日までに第10.4に掲げる事務局に連絡し指示に従うこと。
紙媒体 各2部、電子媒体（指定様式のPDFデータ）CD-R又はDVD-R 2枚
- ④ 提出先
第10.4に掲げる事務局とする。

（2）参加要件の確認方法

参加要件の確認は、応募者が第4.3に規定する参加要件を満たしているか否かを第10.2に規定する審査委員会で審議する。

（3）参加要件確認結果の通知

参加要件確認の結果は、参加要件確認書類を提出した応募者の代表者に対して、令和8年6月4日（木）に、書面により通知する。

（4）参加する要件がないとされた者に対する理由の説明

- ① 参加する要件がないとされた者は、その理由について、発注者に対して説明を求めることができる。
- ② 上記①の説明を求める場合には、その旨を記載した書面（様式は自由）を、令和8年6月12日（金）正午までに第10.4に掲げる事務局に持参又は郵送するものとし、電送（ファクシミリ、電子メール）によるものは受け付けない。ただし、持参により提出する場合は、持参する前日までに第10.4に掲げる事務局に連絡し指示に従うこと。
- ③ 上記②に対する回答は、令和8年6月24日（水）までに、書面により行う。

（5）参加要件確認書類の構成と提出

提出様式の構成と作成方法は実施要領別添資料3（03）「参加要件確認書類作成要領」による。

6 個別対話の実施

（1）目的

本事業は、病院施設の整備事業という特殊性の高い事業であるため、別添資料1「要求水準書」等で示す内容に関して、発注者と応募者間の十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨及び発注者の意図を理解し、発注者がこの趣旨等に沿ったより良い提案を受けることを目的に、参加要件の確認を受けた応募者を対象に個別に対話を実施する。

実施要領等（特に別添資料1「要求水準書」など）の内容が書面のみでは明瞭化し難いため、応募者が技術提案書類等を作成する際に、要求水準を満たしているか否かについて、自らでは判断し難い事項が含まれているものと認識している。

このため、応募者は、動線計画、配置計画及び諸室面積に係る水準など要求水準書等について、任意の様式（図面等を含む。）で質問することができる。なお、当該質問時の内容は、提出書類の内容を拘束するものではなく、また、その内容は、審査に一切影響するものではない。

対話の実施に当たっては、応募者間での公平性・透明性の確保に配慮する。

(2) 個別対話実施期間(予定)

第1回：令和8年6月8日(月)～令和8年6月12日(金)
第2回：令和8年7月27日(月)～令和8年7月31日(金)

(3) 個別対話実施方法

個別対話の参加は、応募者の任意とするが、第1回又は第2回のいずれかには参加すること。
実施方法については、参加要件が認められた応募者の代表者に対して、参加要件確認結果通知書とあわせて実施要領別添資料3(06)「個別対話実施要領」を交付するため、これに基づき実施すること。

(4) 個別対話参加申請書等の提出

個別対話の希望者は、次の手順に基づき、個別対話参加申請書等を提出すること。各書類の詳細は、実施要領別添資料3「様式集(様式8-1、様式8-2及び様式8-3)」を参照のこと。

- ① 提出書類
様式8-1又は様式8-3及び、様式8-2
- ② 受付期間
第1回：令和8年5月11日(月)から令和8年5月15日(金)までの毎日午前10時00分から午後5時00分まで。ただし、令和8年5月15日(金)は正午まで。
第2回：令和8年6月30日(火)から令和8年7月3日(金)までの毎日午前10時00分から午後5時00分まで。ただし、令和8年7月3日(金)は正午まで。
- ③ 提出方法
様式8-1又は様式8-3及び、様式8-2に必要事項を記載、記名押印のうえ、電子メールで下記提出先に提出すること。件名を「富士市立中央病院_個別対話参加申請書」とすること。なお、電子メール送信後に、必ず下記提出先へ確認の電話をすること。提出媒体は電子媒体としPDFデータにて提出し、後日原本を郵送すること。
- ④ 提出先
第10.4に掲げる事務局とする。

(5) 個別対話参加通知書の交付

個別対話参加通知書に個別対話実施日時を記載のうえ、参加要件が認められた応募者の代表者に対して、参加要件確認結果通知書と実施要領別添資料3(06)「個別対話実施要領」をあわせて交付する。

(6) 個別対話における議題内容等申請書の提出

- ① 提出書類
様式9-1又は様式9-2、添付資料(任意)
- ② 受付期間
第1回：令和8年5月18日(月)から令和8年5月29日(金)正午まで
第2回：令和8年7月6日(月)から令和8年7月17日(金)正午まで
- ③ 提出方法
様式9-1又は様式9-2に必要事項を記載のうえ、電子メールで下記提出先に提出すること。件名を「富士市立中央病院_個別対話における議題内容等申請書」とすること。なお、電子メール送信後に、必ず下記提出先へ確認の電話をすること。提出媒体は電子媒体としMicrosoft Excelデータ(添付資料はPDFデータ)にて提出すること。
- ④ 提出先
第10.4に掲げる事務局とする。

(7) 個別対話に対する回答

回答時期	
令和8年6月30日(火)	第1回個別対話回答
令和8年8月21日(金)	第2回個別対話回答

提出された個別対話に対する回答については、各個別対話参加者に電子メールで回答する。

なお、第2回個別対話の回答時に、実施要領別添資料3様式集(07)「プレゼンテーション実施要領」を通知する。

7 技術提案書及び提案見積書、その他関連書類の受付

参加要件確認結果通知書により参加資格があると認められた者は、次により施設計画の内容を記載した技術提案書及びその他関連書類(以下「技術提案書等」という。)と、提案見積書及び提案時金額総括表(以下「提案見積書等」という。)を第10.4に掲げる事務局に提出する。なお、二次審査においては、参加資格を認められた応募者に対してプレゼンテーションの実施を予定している。

(1) 技術提案書の作成要領

提出様式は実施要領別添資料3様式集(04)「技術提案書作成要領」及び様式集(様式11)から(様式17-2)によるものとする。

提出する書類の構成は「様式集(様式12)技術提案書等確認書」を参照のこと。

(2) 見積書等の作成要領

提案見積書等の提出様式は、様式18及び様式19とする。

(様式20)提案見積書書式(案)の「工事細目別内訳明細書」は、次のアからウまでに掲げる事項に留意すること。

ア 記載内容は数量、単価及び金額等を可能な限り詳細に明らかにすること。また、法定福利費(現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額)について、工事費の内訳として諸経費とは別に明示すること。

イ 表紙には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに事業名を記載すること。

ウ 工事費内訳明細書は、契約上の権利義務を生じるものではないが、事業契約あるいはこれと同等と認められる契約(設計業務委託契約、工事監理業務委託契約及び、建設工事請負契約全ての契約)を締結する際等に、後から提出された見積書の金額が適正に積算されているか等を確認するための根拠とすることを目的とすることから、具体性を持った、実勢金額と著しく乖離するものでないこと。

※(様式18)「提案時金額総括表」及び(様式19)「提案見積書書式」はMicrosoft Excelデータ及びPDFデータにて提出すること。

(3) 提出物と部数

各様式集の記載事項に従い以下の提出物を以下の部数提出すること。

- ① 技術提案書及びその他関連書類の紙媒体：17部(原本1部、副本1部、黒塗り15部)
- ② 上記①を記録した電子媒体(CD-R又はDVD-R)：2枚
- ③ 提案見積書及び提案時金額総括表の紙媒体：17部(原本1部、副本1部、黒塗り15部)
- ④ 上記③を記録した電子媒体(CD-R又はDVD-R)：2枚

(4) 技術提案書等及び提案見積書等の提出受付期間、提出方法、提出先

① 受付期間

技術提案書等は、令和8年8月31日(月)から令和8年9月30日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後5時00分まで。ただし、令和8年9月30日(水)は正午まで。

提案見積書等は、令和8年8月31日(月)から令和8年10月15日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後5時00分まで。ただし、令和8年10月15日(木)は正午まで。

② 提出方法

持参により行うものとし、郵送、電報及び、電送(ファクシミリ、電子メール)による提出は認めない。提出物は、代表者、代理を委任された者又は復代理を委任された者のいずれかが持参し提出する。ただし、持参する前日までに第10.4に掲げる事務局に連絡し指示に従うこと。次のアからウまでに掲げる事項に留意すること。

- ア 技術提案書等の紙媒体は、任意の封筒に封入・封かんの上、封筒の表には、必ず「宛名」、「応募者名」、及び朱書きで「富士市立中央病院新病院建設事業 技術提案書等在中」を記載すること。
技術提案書等を記録したCD-R又はDVD-Rのディスク及びそのケースに「応募者名」と「富士市立中央病院新病院建設事業 技術提案書等」を記載し、任意の外封筒に、紙媒体を封入した封筒と共に同梱し、同外封筒の表には必ず「宛名」、「応募者名」、及び朱書きで「富士市立中央病院新病院建設事業 技術提案書等在中」を記載し厳封のうえ提出すること。
CD-R又はDVD-Rには、技術提案書及びその他関連書類のデータを入れること。
- イ 提案見積書等の紙媒体は、任意の封筒に封入・封かんの上、封筒の表には、必ず「宛名」、「応募者名」、及び朱書きで「富士市立中央病院新病院建設事業 提案見積書等在中」を記載すること。
提案見積書等を記録したCD-R又はDVD-Rのディスク及びそのケースに「応募者名」と「富士市立中央病院新病院建設事業 技術提案書等」を記載し、任意の外封筒に紙媒体を封入した封筒と共に同梱し、同外封筒の表には必ず「宛名」、「応募者名」、及び朱書きで「富士市立中央病院新病院建設事業 提案見積書等在中」を記載し厳封のうえ提出すること。
CD-R又はDVD-Rには、提案見積書、提案時金額総括表のデータを入れること。
- ウ 技術提案書等と提案見積書等を同時に提出する場合には、ア及びイの各紙媒体を封入した封筒と電子媒体（CD-R又はDVD-R）を、任意の外封筒に同梱し、同外封筒の表には、必ず「宛名」、「応募者名」、及び朱書きで「富士市立中央病院新病院建設事業 技術提案書等・提案見積書等在中」を記載し厳封のうえ提出すること。
CD-R又はDVD-Rには、技術提案書及びその他関連書類と、提案見積書及び提案時金額総括表のデータは別のCD-R又はDVD-Rに入れること。

- ③ 提出先
第10.4に掲げる事務局とする。

(5) 提出に当たっての留意事項

- ① 提案見積書等に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とする。
- ② 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。また、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載すること。
- ③ 提案見積書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
ただし、金額部分の訂正は認めない。
- ④ 参加に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正にプロポーザルを執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該応募者をプロポーザルに参加させないことがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- ⑤ 応募者は、参加に当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と提案見積書等の金額又は参加意思についていかなる相談も行わず、独自に金額を定めなければならない。また、優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して提案見積書等の金額を意図的に開示してはならない。
- ⑥ 提出書類の提出後、その変更、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、当該規定は提出書類の審査の過程において、発注者が提案内容の明瞭化等に係る作業を行うことを妨げるものではない。
- ⑦ 応募者は、優先交渉権者と次点者の決定後、実施要領等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 提案見積書等の無効

次のいずれかに該当する場合、提案見積書等は無効とすることがある。

- ① 参加する資格がない者が提出したもの
- ② 参加要件確認書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の提出
- ③ 代理権限のない者のした提出
- ④ 提案見積書等において応募者本人の氏名の記載及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）のない又は判然としないもの
- ⑤ 代理人又は復代理人が提出する場合、提案見積書等において応募者本人の氏名、代理人又は復代理人であることの表示並びに当該代理人又は当該復代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としないもの（応募者本人の氏名の記載又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑥ 提出書類の記載事項が不明なもの又は提出書類に氏名の記載若しくは押印のないもの
- ⑦ 提出書類が不足しているもの
- ⑧ 同一の応募者が2通以上の提案見積書等を提出したもの
- ⑨ 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る提出
- ⑩ 提案見積書等の金額を改ざんし又は訂正したもの
- ⑪ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出その他に関する条件に違反したとき
- ⑫ 第10.2に規定する審査委員会により参加要件を満たしたことを確認された者であっても、上記第4.3に掲げる参加要件を満たさない者は参加できない。

8 プロポーザル参加の辞退

参加要件確認結果通知書の送付を受けた応募者は、第7.2に示すプレゼンテーションの前日までの間、辞退届（様式10）を発注者に持参又は郵送により提出することで、随時、プロポーザルを辞退することができる。ただし、持参により提出する場合は、持参する前日までに第10.4に掲げる事務局に連絡し指示に従うこと。

なお、プロポーザルを辞退した者が、これを理由として、以後の競争入札等において、不利益な取扱いを受けるものではない。

第6 応募に際しての留意事項

1 費用負担

応募に関して必要な費用は、全て応募者の負担とする。

2 本事業の応募に際して不正行為等が発覚した場合の措置

本事業の応募に際し、プレゼンテーションを実施する日までの間において、談合等不正行為の事実が発覚した場合には、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。また、プレゼンテーションを実施する日から、事業契約（設計業務委託契約、工事監理業務委託契約、建設工事請負契約を含む。以下同じ）締結までの間において、不正行為の事実が発覚した場合には、当該応募者と事業契約を締結しないことがある。更に、事業契約締結後であっても、上記に掲げる場合には、事業契約を解除することがある。

3 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

(1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施に当たって公表等が必要と認められるときは、発注者は事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。ただし、発注者が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、発注者が費用を負担する。

第7 提案審査（二次審査）

1 審査及び選定に関する基本的な考え方

審査の詳細は、実施要領別添資料2「優先交渉権者選定基準」を参照のこと。

2 プレゼンテーション及びヒアリング

発注者は、令和8年10月30日（金）に提案内容の詳細の確認等を目的として、第10.2に規定する審査委員会において、応募者による個別のプレゼンテーションを行う。

ここで提示された技術提案書及びプレゼンテーションの質疑回答も契約内容に含むものとする。

プレゼンテーションは『プレゼンテーション実施要領』に基づき実施する。

日時等については、応募者に対し、令和8年10月23日（金）までに代表者に対し通知する。

注) 模型や動画を使ったプレゼンテーションは認めない。

第8 優先交渉権者及び次点者の決定結果

1 公表の方法

優先交渉権者及び次点者の決定を行った場合には、発注者は、その結果について速やかに応募者の代表者に対して通知するとともに発注者ホームページ等により公表する。

2 技術提案等が採用されなかった者に対する理由の説明

(1) 技術提案等が採用されなかった者は、発注者に対して技術提案等が採用されなかったと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

ア 提出期限 令和8年11月20日（金）正午まで。

イ 提出方法 書面は、第10.4に掲げる事務局に持参又は郵送するものとし、電送（ファクシミリ、電子メール）によるものは受け付けない。ただし、持参により提出する場合は、持参する前日までに第10.4に掲げる事務局に連絡し指示に従うこと。

(2) 発注者は、説明を求められたときは、令和8年12月4日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

第9 本事業における契約の基本的な考え方

1 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 事業契約の締結

優先交渉権者に決定した応募者は、優先交渉権者に決定後速やかに提案見積書の内容について、発注者と協議の上、内訳書（実施要領等で規定する積算基準に基づき数量、単価を明記したもの）の追記、修正を行い、事業契約用の見積書（以下「契約見積書」という。）を作成し、発注者に提出すること。

契約見積書における事業費は、優先交渉権者選定時に優先交渉権者が提出した提案見積金額を超えてはならない。

(2) 本事業契約は、優先交渉権者決定後速やかに締結する。詳細は、実施要領別添資料4「事

業契約書(案)等」を参照のこと。優先交渉権者決定後から契約締結までの特記事項

優先交渉権者決定後から契約締結までの各種費用負担及び手続き条件等は以下のとおりとする。

- ① 優先交渉権者としての決定を受けて以降、事業契約締結までに係る費用は、応募者側の負担とする。
- ② 優先交渉権者に決定した者とは、提案内容に沿って協議を行い、その後事業契約を締結する。
- ③ 優先交渉権者が提出した提案見積金額が、目標価格を超えている等の理由により、優先交渉権者決定後速やかに事業契約あるいはこれと同等と認められる契約（設計業務委託契約、工事監理業務委託契約及び、建設工事請負契約）を締結することができないと発注者が認めた場合には、発注者と優先交渉権者は、速やかに（優先交渉権者決定後1か月以内を目途とする）基本協定書を締結し、見積金額の合意に向け、価格等の交渉を行う。価格等の交渉期間は、基本協定書締結の日から起算して原則として30日以内とする。ただし、発注者が必要と認める場合には、この期間を延長することができる。
- ④ 前号の場合、優先交渉権者決定後から事業契約あるいはこれと同等と認められる契約締結までの価格等の交渉に係る各種費用は、優先交渉権者の負担とする。
- ⑤ ③の場合、発注者と優先交渉権者は、基本協定書に沿って協議を行い、その後契約（事業契約あるいはこれと同等と認められる契約）を締結する。
- ⑥ 次の各号のいずれかに該当すると発注者が判断した場合には、価格等の交渉不成立が確定し、優先交渉権者との交渉を打ち切り、次点者との交渉を開始するものとする。
 - (1) 価格等の交渉期間内に合意に至らないとき。
 - (2) 提案内容の調整において、目標価格あるいは、基本協定書に基づき発注者と優先交渉権者との協議によって改訂された後の目標価格（確認後目標価格）の範囲内で契約を締結できる見込みがないと認められるとき。
 - (3) 優先交渉権者が実施要領に定める参加資格を失ったとき、又は辞退を申し出たとき。
- ⑦ 発注者と優先交渉権者との価格等の交渉の結果、価格等の交渉不成立が確定した場合には、発注者と次点者は、速やかに基本協定書の締結を行う。その場合に、基本協定書の「優先交渉権者」を「次点者」に読み替える。
- ⑧ 発注者は、次点者に対して、優先交渉権者との事業契約あるいはこれと同等と認められる契約（設計業務委託契約、工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約）が締結されるまでの期間又は発注者と優先交渉権者との価格等の交渉の不成立が確定するまでの期間において、交渉権を保留するものとし、交渉権の詳細条件については、優先交渉権者決定後速やかに発注者と次点者が協議を行い決定する。
- ⑨ 以下の契約については、新病院本体建設工事の事業契約又は、設計業務委託契約、工事監理業務委託契約及び、工事請負契約の締結後に契約するものとし、契約書の書式、手続きや時期については、発注者より指示する。
 - (1) 現病院解体工事監理業務委託契約
 - (2) 現病院解体跡地外構工事監理業務委託契約ただし、(1)、(2)の工事監理業務期間が確定するのは、上記2件の工事請負者が決定した時となるため、決定した工期と想定工期との相違による工事監理料の増減は、あらためて発注者と受注者が協議を行い精算するものとするが、工期の短縮、延伸に関わらず、受注者は当該工事監理業務を、工事完了まで完遂しなければならない。

2 契約保証金

富士市建設工事請負契約約款第4条に基づき納付する。

契約金額の10分の1以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

第10 その他本事業の実施に関する事項

1 応募者を構成する法人の名称の公表

発注者は、応募者の決定後（参加表明書提出期限日以降）、応募者を構成する法人の名称を公表することができるものとする。

2 審査委員会の設置

優先交渉権者の選定に際しては、学識経験者等により構成される「富士市新病院建設事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の審議に付するものとする。

なお、審査委員会の委員の構成は次のとおりとする。

氏名	所属・職名等
児島 章	富士市立中央病院 病院事業管理者
山田 教文	富士市 副市長
岡本 和彦	東洋大学 理工学部 建築学科 教授
伊藤 由希子	慶應義塾大学大学院 商学研究科 教授
青木 洋	富士市立中央病院 事務部長
渡邊 新	富士市 建設部長

※本事業の優先交渉権者決定までに、応募者（応募者同一と認められる者を含む。）が、選定に関して自己を有利とする又は他の応募者を不利とするため、審査委員会の委員に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合、当該応募者を失格とする。

3 発注者からの提示資料の取扱い

発注者が公表等により提示する資料は、本事業への応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

4 本事業の事務局及び問合せ先

本事業の事務局は、以下のとおりである。

担当部課 〒417-0048 静岡県富士市高島町 111 番地 第二駐車場プレハブ 2 階

富士市立中央病院 新病院建設準備室

電 話：070-4466-7386

E-mail：kensetu-chc@div.city.fuji.shizuoka.jp

5 その他留意事項

(1) プロポーザルの延期等

応募者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、プロポーザルを公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該プロポーザルを延期し、又はこれを取りやめることがある。

(2) 本事業対象工事に直接関連する他の工事の請負契約

本事業対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本事業対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(3) その他

- ① 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに、『富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領』に基づく指名停止を行うことがある。
- ③ 申請書の提出後において、申請書に記載された内容の変更を認めない。ただし、申請書に記載した配置予定技術者（統括責任者を除く）について、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- ④ 実施要領等を入手した者は、これを本プロポーザルに関する手続以外の目的で使用してはならない。
- ⑤ 優先交渉権者は、契約締結後、富士市立中央病院において、提案審査（二次審査）で実施したプレゼンテーションと同様のプレゼンテーションを行うこと。